

避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務 に係る公募型プロポーザル応募要項

1 趣旨

本要項は、「避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務」に係る業務委託候補者を選定するための公募型プロポーザルについて、必要な事項を定めるものとする。

2 業務の概要

(1) 業務名

避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務

(2) 業務内容

別添「避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務 仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

(3) 委託期間

契約締結の日から令和8年2月28日まで

(4) 予算限度額

101,475千円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

この手続に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。
- (2) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示（令和4年山口県告示第179号）に基づく資格審査において、大分類「07 企画・製作」の小分類「01 物品」について、業務の委託の特A又はAの等級に格付けされている者であること。
- (3) 本店又は支店、営業所等を山口県内に有していること。
- (4) この手続の開始の日から令和7年5月29日までの間のいずれの日においても山口県の業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

4 質問の受付及び回答

質問については、質問書（様式1）の提出により行うものとし、電子メールによること。

なお、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

また、電子メールの件名は「【質問__（参加者名）】避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務に係る公募型プロポーザルについて」とすること。

(1) 提出先

〒753-8501 山口市滝町 1 番 1 号 山口県総務部防災危機管理課 防災企画班

T E L : 083-933-2360

E-mail : a10900@pref.yamaguchi.lg.jp

(2) 質問期限

令和 7 年 5 月 12 日 (月) 17 時まで (必着)

(3) 回答方法

令和 7 年 5 月 15 日 (木) までに山口県総務部防災危機管理課のホームページへの掲載により回答するものとし、当該回答は、本要項及び仕様書等を追加又は修正したものとして取り扱う。

5 参加表明書の提出

この手続きに参加を希望する者は、参加表明書（様式 2）を、電子メールにより提出することとし、送信後、電話で受信の確認を行うこと。

なお、電子メールの件名は「【参加表明__（参加者名）】避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務の公募型プロポーザルについて」とすること。

(1) 提出先

上記 4 (1) と同じ。

(2) 提出期限

令和 7 年 5 月 20 日 (火) 17 時まで (必着)

6 提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

別紙 1 のとおり

(2) 提出方法

持参又は郵送により提出すること。なお、郵送の場合は書留とし、発送後は郵送した旨を電話すること。

(3) 提出部数

7 部

(4) 提出先

上記 4 (1) と同じ。

(5) 提出期限

令和 7 年 5 月 29 日 (木) 17 時まで (必着)

(6) 留意事項

提出された提案書等は、本公募型プロポーザルの業務委託候補者を決定するための資料であり、業務実施に当たっては、委託候補者の提案書を基にして、委託者との協議により、業務を実施するものとする。なお、提案書の内容は、委託者との協議を経て、仕様書の一部として取り扱うものとする。

(7) その他

ア 提案は、1 者につき 1 提案とする。

イ 提出期限後の提案書類の追加、修正、差し替え等は認めない。

7 審査

(1) 審査方法

避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務審査委員会（以下「審査会」という。）において、プレゼンテーションを実施した上で、最優秀提案者（業務委託候補者）を決定する。

(2) 予備審査

提案者が多数の場合、プレゼンテーションを実施する前に、予備審査（書類審査）を行う場合がある。その場合、予備審査で優秀な提案とされた提案者のみがプレゼンテーションに参加できる。

なお、予備審査は防災危機管理課職員（3名）が後述の「7 審査（4）審査基準」に基づき「避難所環境改善に係る資機材整備等委託業務審査票」により審査することとし、審査の結果は、全ての提案者に対して、電子メールにより通知する。

(3) プレゼンテーションの実施

ア 日時

令和7年6月5日（木）予定 ※詳細は別途通知

イ 時間

30分程度（説明時間20分以内、質疑応答10分程度）

ウ その他

- ・提案者が1者の場合であってもプレゼンテーションを実施し、審査会による審査を行う。
 - ・プレゼンテーションは提案書に沿った内容とし、追加での提案説明は認めない。
- なお、提案書記載の資機材に限り、現物を用いた説明を可とする。

(4) 審査基準

別紙2のとおり

(5) 最優秀提案者の決定

審査会の委員が、提出された提案書について、プレゼンテーションの内容を踏まえた上で審査基準に基づき採点し、審査において60%を超える合計点を得た者のうち、最も合計点の高かった者を最優秀提案者とする。

なお、最優秀提案者以外の者についても、順位付けを行う。

8 審査結果の通知

審査結果は、提案者全員に対して、文書により通知する。

9 最優秀提案者との契約

最優秀提案者から見積書を徴し、委託内容を協議の上、契約を締結する。

なお、最優秀提案者は、提案書に添付した見積書の金額の範囲内で、見積書を提出すること。

また、協議が不調なときは、7（5）の順位付けの結果が上位の者から順に契約締結

の協議を行う。

10 失格事項

以下のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 提出書類が期限までに提出されなかった場合
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) この要項に違反すると認められる場合
- (5) その他担当者があらかじめ指示した事項に違反した場合

11 その他留意事項

- (1) 書類の作成等、提案に要する経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) この要項に基づき提出された書類は、返却しない。
- (3) 関係資料の提出後において、原則として関係資料に記載された内容の変更を認めない。
- (4) この手続の開始後に、3 (2) に掲げる資格審査の申請をする場合は、令和7年5月9日(金) 17時までに山口県会計管理局会計課に申請書を提出すること。
- (5) この手続に参加した者が業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けることになった場合は、審査の対象とせず、又は契約の締結を行わないことがある。
- (6) 本応募要項に定めのない事項については、山口県知事が別に定めるものとする。

応 募 書 類

以下の書類について、様式 3 を第 1 ページとした通し番号及び全ページ数を、全ての提出書類に付して提出すること。（【例】 1 / ○○ ～ ○○ / ○○ 等）

なお、提案書のサイズは A 4 判縦とし、7 部提出すること。図面等を使用する場合は A 3 判横も可とするが、A 4 判に三つ折りし、業務提案書に綴じ込むこと。

(1) 提案書表紙（様式 3）

○業務提案書の表紙として提出すること。

(2) 業務実施体制（任意様式）

○本業務を実施するための体制図（担当者名、担当業務等）を記載すること。

(3) 業務実施計画（任意様式）

○本業務の基本方針や遂行スケジュール等（資機材の調達、納品の方法やスケジュール等）について記載すること。

(4) 資機材の選定についての提案（任意様式）

○提案する資機材の主な仕様について、もれなく記載するとともに、当該資機材を提案する理由を記載すること。

○基準品に示す機能と異なる箇所がある場合は、記載すること。

○カタログ等の写しの添付も可とする。

(5) 資機材の納入・保管についての提案（任意様式）

○保管資機材名及び保管数量、納入や保管の方法（レイアウト等）に係る例や、特に重要と考えるポイント等を記載すること。

○保管場所候補地の情報及び基本的な配分案については、県が示す別添「調達・納入資機材配分案」に基づくこと。

(6) マニュアルについての提案（任意様式）

○使用マニュアルの概要（イメージが分かるもの）

○使用マニュアルの保管方法について記載すること。

(7) 見積書（任意様式）

○本業務に係る所要経費を全て含めて、仕様書「4 業務内容」で示す項目毎に単価及び工数を含む所要経費の明細を明示した上で、予算限度額の範囲内で見積書を作成すること。

○消費税及び地方消費税を含んだ額を記載すること。また、別途、消費税及び地方消費税の額を記載すること。

審査基準

〈評価得点（満点）：100点〉

審査項目		審査内容・評価の視点	配点
業務遂行力	業務実施体制	・ 委託業務を確実に遂行できる実施体制、配置人員となっているか。	10点
企画提案力	基本的な考え方	・ 本業務の目的を的確に捉えた基本方針となっているか。	10点
		・ 実現可能性や効率性を考慮した業務スケジュールが適切に組まれているか。	
	資機材の選定	・ 資機材について、避難所の環境改善が効果的に図られるものとなっているか。	30点
	資機材の保管	・ 適切に管理・貸出ができる方法となっているか。 ・ 使用スペースや平時の利活用のしやすさに配慮されたものとなっているか。	20点
	資機材の納入	・ 各保管場所の環境に応じた納入方法等となっているか。 ・ 納入後の管理に配慮されたものとなっているか。	
	マニュアルの作成	・ 資機材の使用方法やメンテナンス方法が簡潔で分かりやすいものとなっているか。	20点
見積価格		満点（10点）× （提案価格のうち最低価格／自社提案価格）	10点